

付 録

1. 年次別人口増減数及び動態別増減数等の推移

(1月～12月)

年 別	人口総数 (1月1日現在)	増減数	増減率	自 然 動 態				社 会 動 態 ^{注)}				
				出 生	死 亡	増減数	増減率	転 入	転 出	その他	増減数	増減率
	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	人	%
昭和36	2,319,809	49,902	2.15			20,046	0.86				29,856	1.29
37	2,369,711	73,845	3.12			21,479	0.91				52,366	2.21
38	2,443,556	83,473	3.42			27,964	1.14				55,509	2.27
39	2,527,029	104,159	4.12			30,026	1.19				74,133	2.93
40	2,631,188	91,121	3.46			33,603	1.28				57,518	2.19
41	2,722,309	84,113	3.09			20,986	0.77				63,127	2.32
42	2,806,422	133,072	4.74			42,889	1.53				90,183	3.21
43	2,939,494	139,993	4.76			42,839	1.46				97,154	3.31
44	3,079,487	166,819	5.42	64,398	19,747	44,651	1.45	245,487	133,794	10,475	122,168	3.97
45	3,246,306	156,265	4.81	70,601	20,760	49,841	1.54	254,721	144,411	-3,886	106,424	3.28
46	3,402,571	149,334	4.39	75,049	20,185	54,864	1.61	249,164	154,198	-496	94,470	2.78
47	3,551,905	157,855	4.44	78,044	19,742	58,302	1.64	257,914	159,774	1,413	99,553	2.80
48	3,709,760	160,522	4.33	81,040	21,042	59,998	1.62	269,310	169,704	918	100,524	2.71
49	3,870,282	155,360	4.01	81,417	21,713	59,704	1.54	262,525	164,766	-2,103	95,656	2.47
50	4,025,642	151,427	3.76	77,088	21,585	55,503	1.38	238,639	162,611	19,896	95,924	2.38
51	4,177,069	119,841	2.87	75,840	21,752	54,088	1.29	230,206	165,412	959	65,753	1.57
52	4,296,910	117,741	2.74	72,801	21,635	51,166	1.19	233,980	167,603	198	66,575	1.55
53	4,414,651	129,569	2.93	71,847	21,889	49,958	1.13	246,606	167,734	739	79,611	1.80
54	4,544,220	122,979	2.71	70,579	22,151	48,428	1.07	245,418	173,081	2,214	74,551	1.64
55	4,667,199	91,725	1.97	65,945	22,916	43,029	0.92	236,128	172,046	-15,386	48,696	1.04
56	4,758,924	96,872	2.04	66,842	23,598	43,244	0.91	224,856	171,813	585	53,628	1.13
57	4,855,796	86,999	1.79	65,375	22,999	42,376	0.87	217,199	173,601	1,025	44,623	0.92
58	4,942,795	77,710	1.57	64,642	24,702	39,940	0.81	210,019	172,432	183	37,770	0.76
59	5,020,505	71,690	1.43	63,906	24,735	39,171	0.78	203,827	170,673	-635	32,519	0.65
60	5,092,195	72,863	1.43	60,875	24,954	35,921	0.71	202,825	171,758	5,875	36,942	0.73
61	5,165,058	71,594	1.39	58,087	25,529	32,558	0.63	207,292	169,206	950	39,036	0.76
62	5,236,652	90,326	1.72	57,662	25,598	32,064	0.61	229,816	171,966	412	58,262	1.11
63	5,326,978	95,677	1.80	56,648	27,229	29,419	0.55	240,831	176,287	1,714	66,258	1.24
64	5,422,655	82,544	1.52	54,403	27,584	26,819	0.49	238,270	184,046	1,501	55,725	1.03
平成2	5,505,199	65,178	1.18	53,730	28,960	24,770	0.45	237,708	194,592	-2,708	40,408	0.73
3	5,570,377	71,720	1.29	54,533	29,644	24,889	0.45	238,222	193,311	1,920	46,831	0.84
4	5,642,097	61,883	1.10	53,460	31,398	22,062	0.39	237,952	199,539	1,408	39,821	0.71
5	5,703,980	54,425	0.95	53,973	32,141	21,832	0.38	232,992	202,005	1,606	32,593	0.57
6	5,758,405	39,715	0.69	57,227	32,783	24,444	0.42	222,662	208,076	685	15,271	0.27
7	5,798,120	6,247	0.11	55,248	34,526	20,722	0.36	215,698	205,420	-24,753	-14,475	-0.25
8	5,804,367	29,349	0.51	55,961	33,917	22,044	0.38	209,223	202,637	719	7,305	0.13
9	5,833,716	28,907	0.50	55,427	34,842	20,585	0.35	209,081	201,101	342	8,322	0.14
10	5,862,623	32,373	0.55	56,011	36,737	19,274	0.33	210,822	198,379	656	13,099	0.22
11	5,894,996	32,456	0.55	54,781	38,363	16,418	0.28	208,171	192,609	476	16,038	0.27
12	5,927,452	6,944	0.12	56,242	37,446	18,796	0.32	208,251	194,497	-25,606	-11,852	-0.20
13	5,934,396	38,629	0.65	55,300	38,049	17,251	0.29	212,871	192,251	758	21,378	0.36
14	5,973,025	33,160	0.56	55,309	39,782	15,527	0.26	205,086	187,701	248	17,633	0.30
15	6,006,185	27,081	0.45	53,538	40,771	12,767	0.21	207,073	190,246	-2,513	14,314	0.24
16	6,033,266	17,337	0.29	54,029	41,971	12,058	0.20	195,135	188,902	-954	5,279	0.09
17	6,050,603	10,213	0.17	51,401	44,131	7,270	0.12	196,019	186,846	-6,230	2,943	0.05
18	6,060,816	22,340	0.37	52,492	45,000	7,492	0.12	197,865	183,020	3	14,848	0.24
19	6,083,156	33,172	0.55	52,922	45,869	7,053	0.12	203,438	177,789	470	26,119	0.43
20	6,116,328	37,330	0.61	52,897	47,177	5,720	0.09	203,069	172,992	1,533	31,610	0.52
21	6,153,658	33,661	0.55	52,988	48,145	4,843	0.08	197,477	171,136	2,477	28,818	0.47
22	6,187,319	29,708	0.48	52,625	50,377	2,248	0.04	183,829	171,160	14,791	27,460	0.44
23	6,217,027	-10,693	-0.17	51,294	51,817	-523	-0.01	167,006	178,424	1,248	-10,170	-0.16
24	6,206,334	-12,982	-0.21	49,768	53,432	-3,664	-0.06	162,355	170,926	-747	-9,318	-0.15
25	6,193,352	-1,366	-0.02	49,194	53,772	-4,578	-0.07	167,276	160,294	-3,770	3,212	0.05
26	6,191,986	6,252	0.10	47,653	54,034	-6,381	-0.10	171,888	156,453	-2,802	12,633	0.20
27	6,198,238	26,501	0.43	48,147	56,685	-8,538	-0.14	185,161	163,182	13,060	35,039	0.57
28	6,224,739	17,735	0.28	46,656	56,690	-10,034	-0.16	188,452	159,488	-1,195	27,769	0.45

注) 転入及び転出とは県外との移動であり、その他は県内間の移動及び職権による記載・消除等を含む。

2. 都道府県別

都道府県名	大正9年 1920	昭和5年 1930	昭和15年 1940	昭和22年 1947	昭和25年 1950	昭和30年 1955	昭和35年 1960 注)	昭和40年 1965	昭和45年 1970
全 国	55,963,053	64,450,005	73,114,308	78,101,473	84,114,574	90,076,594	94,301,623	99,209,137	104,665,171
千葉県順位	14位	16位	17位	10位	11位	11位	11位	10位	9位
北海道	2,359,183	2,812,335	3,272,718	3,852,821	4,295,567	4,773,087	5,039,206	5,171,800	5,184,287
青森県	756,454	879,914	1,000,509	1,180,245	1,282,867	1,382,523	1,426,606	1,416,591	1,427,520
岩手県	845,540	975,771	1,095,793	1,262,743	1,346,728	1,427,097	1,448,517	1,411,118	1,371,383
宮城県	961,768	1,142,784	1,271,238	1,566,831	1,663,442	1,727,065	1,743,195	1,753,126	1,819,223
秋田県	898,537	987,706	1,052,275	1,257,398	1,309,031	1,348,871	1,335,580	1,279,835	1,241,376
山形県	968,925	1,080,034	1,119,338	1,335,653	1,357,347	1,353,649	1,320,664	1,263,103	1,225,618
福島県	1,362,750	1,508,150	1,625,521	1,992,460	2,062,394	2,095,237	2,051,137	1,983,754	1,946,077
茨城県	1,350,400	1,487,097	1,620,000	2,013,735	2,039,418	2,064,037	2,047,024	2,056,154	2,143,551
栃木県	1,046,479	1,141,737	1,206,657	1,534,311	1,550,462	1,547,580	1,513,624	1,521,656	1,580,021
群馬県	1,052,610	1,186,080	1,299,027	1,572,787	1,601,380	1,613,549	1,578,476	1,605,584	1,658,909
埼玉県	1,319,533	1,459,172	1,608,039	2,100,453	2,146,445	2,262,623	2,430,871	3,014,983	3,866,472
千葉県	1,336,155	1,470,121	1,588,425	2,112,917	2,139,037	2,205,060	2,306,010	2,701,770	3,366,624
東京都	3,699,428	5,408,678	7,354,971	5,000,777	6,277,500	8,037,084	9,683,802	10,869,244	11,408,071
神奈川県	1,323,390	1,619,606	2,188,974	2,218,120	2,487,665	2,919,497	3,443,176	4,430,743	5,472,247
新潟県	1,776,474	1,933,326	2,064,402	2,418,271	2,460,997	2,473,492	2,442,037	2,398,931	2,360,982
富山県	724,276	778,953	822,569	979,229	1,008,790	1,021,121	1,032,614	1,025,465	1,029,695
石川県	747,360	756,835	757,676	927,743	957,279	966,187	973,418	980,499	1,002,420
福井県	599,155	618,144	643,904	726,264	752,374	754,055	752,696	750,557	744,230
山梨県	583,453	631,042	663,026	807,251	811,369	807,044	782,062	763,194	762,029
長野県	1,562,722	1,717,118	1,710,729	2,060,010	2,060,831	2,021,292	1,981,433	1,958,007	1,956,917
岐阜県	1,070,407	1,178,405	1,265,024	1,493,644	1,544,538	1,583,605	1,638,399	1,700,365	1,758,954
静岡県	1,550,387	1,797,805	2,017,860	2,353,005	2,471,472	2,650,435	2,756,271	2,912,521	3,089,895
愛知県	2,089,762	2,567,413	3,166,592	3,122,902	3,390,585	3,769,209	4,206,313	4,798,653	5,386,163
三重県	1,069,270	1,157,407	1,198,783	1,416,494	1,461,197	1,485,582	1,485,054	1,514,467	1,543,083
滋賀県	651,050	691,631	703,679	858,367	861,180	853,734	842,695	853,385	889,768
京都府	1,287,147	1,552,832	1,729,993	1,739,084	1,832,934	1,935,161	1,993,403	2,102,808	2,250,087
大阪府	2,587,847	3,540,017	4,792,966	3,334,659	3,857,047	4,618,308	5,504,746	6,657,189	7,620,480
兵庫県	2,301,799	2,646,301	3,221,232	3,057,444	3,309,935	3,620,947	3,906,487	4,309,944	4,667,928
奈良県	564,607	596,225	620,509	779,935	763,883	776,861	781,058	825,965	930,160
和歌山県	750,411	830,748	865,074	959,999	982,113	1,006,819	1,002,191	1,026,975	1,042,736
鳥取県	454,675	489,266	484,390	587,606	600,177	614,259	599,135	579,853	568,777
島根県	714,712	739,507	740,940	894,267	912,551	929,066	888,886	821,620	773,575
岡山県	1,217,698	1,283,962	1,329,358	1,619,622	1,661,099	1,689,800	1,670,454	1,645,135	1,707,026
広島県	1,541,905	1,692,136	1,869,504	2,011,498	2,081,967	2,149,044	2,184,043	2,281,146	2,436,135
山口県	1,041,013	1,135,637	1,294,242	1,479,244	1,540,882	1,609,839	1,602,207	1,543,573	1,511,448
徳島県	670,212	716,544	718,717	854,811	878,511	878,109	847,274	815,115	791,111
香川県	677,852	732,816	730,394	917,673	946,022	943,823	918,867	900,845	907,897
愛媛県	1,046,720	1,142,122	1,178,705	1,453,887	1,521,878	1,540,628	1,500,687	1,446,384	1,418,124
高知県	670,895	718,152	709,286	848,337	873,874	882,683	854,595	812,714	786,882
福岡県	2,188,249	2,527,119	3,094,132	3,178,134	3,530,169	3,859,764	4,006,679	3,964,611	4,027,416
佐賀県	673,895	691,565	701,517	917,797	945,082	973,749	942,874	871,885	838,468
長崎県	1,136,182	1,233,362	1,370,063	1,531,674	1,645,492	1,747,596	1,760,421	1,641,245	1,570,245
熊本県	1,233,233	1,353,993	1,368,179	1,765,726	1,827,582	1,895,663	1,856,192	1,770,736	1,700,229
大分県	860,282	945,771	972,975	1,233,651	1,252,999	1,277,199	1,239,655	1,187,480	1,155,566
宮崎県	651,097	760,467	840,357	1,025,689	1,091,427	1,139,384	1,134,590	1,080,692	1,051,105
鹿児島県	1,415,582	1,556,690	1,589,467	1,746,305	1,804,118	2,044,112	1,963,104	1,853,541	1,729,150
沖縄県	571,572	577,509	574,579	—	914,937	801,065	883,122	934,176	945,111

注) 長野県西筑摩郡山口村と岐阜県中津川市の境界紛争地域人口(男39人、女34人)は全国に含まれているが、長野県及び岐阜県のいずれにも含まれていない。

資料: 国勢調査(総務省統計局)

人口推移 (10月1日現在)

(単位：人)

昭和50年 1975	昭和55年 1980	昭和60年 1985	平成2年 1990	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015
111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745
9位	8位	8位	7位	6位	6位	6位	6位	6位
5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733
1,468,646	1,523,907	1,524,448	1,482,873	1,481,663	1,475,728	1,436,657	1,373,339	1,308,265
1,385,563	1,421,927	1,433,611	1,416,928	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147	1,279,594
1,955,267	2,082,320	2,176,295	2,248,558	2,328,739	2,365,320	2,360,218	2,348,165	2,333,899
1,232,481	1,256,745	1,254,032	1,227,478	1,213,667	1,189,279	1,145,501	1,085,997	1,023,119
1,220,302	1,251,917	1,261,662	1,258,390	1,256,958	1,244,147	1,216,181	1,168,924	1,123,891
1,970,616	2,035,272	2,080,304	2,104,058	2,133,592	2,126,935	2,091,319	2,029,064	1,914,039
2,342,198	2,558,007	2,725,005	2,845,382	2,955,530	2,985,676	2,975,167	2,969,770	2,916,976
1,698,003	1,792,201	1,866,066	1,935,168	1,984,390	2,004,817	2,016,631	2,007,683	1,974,255
1,756,480	1,848,562	1,921,259	1,966,265	2,003,540	2,024,852	2,024,135	2,008,068	1,973,115
4,821,340	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556	7,266,534
4,149,147	4,735,424	5,148,163	5,555,429	5,797,782	5,926,285	6,056,462	6,216,289	6,222,666
11,673,554	11,618,281	11,829,363	11,855,563	11,773,605	12,064,101	12,576,601	13,159,388	13,515,271
6,397,748	6,924,348	7,431,974	7,980,391	8,245,900	8,489,974	8,791,597	9,048,331	9,126,214
2,391,938	2,451,357	2,478,470	2,474,583	2,488,364	2,475,733	2,431,459	2,374,450	2,304,264
1,070,791	1,103,459	1,118,369	1,120,161	1,123,125	1,120,851	1,111,729	1,093,247	1,066,328
1,069,872	1,119,304	1,152,325	1,164,628	1,180,068	1,180,977	1,174,026	1,169,788	1,154,008
773,599	794,354	817,633	823,585	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740
783,050	804,256	832,832	852,966	881,996	888,172	884,515	863,075	834,930
2,017,564	2,083,934	2,136,927	2,156,627	2,193,984	2,215,168	2,196,114	2,152,449	2,098,804
1,867,978	1,960,107	2,028,536	2,066,569	2,100,315	2,107,700	2,107,226	2,080,773	2,031,903
3,308,799	3,446,804	3,574,692	3,670,840	3,737,689	3,767,393	3,792,377	3,765,007	3,700,305
5,923,569	6,221,638	6,455,172	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,483,128
1,626,002	1,686,936	1,747,311	1,792,514	1,841,358	1,857,339	1,866,963	1,854,724	1,815,865
985,621	1,079,898	1,155,844	1,222,411	1,287,005	1,342,832	1,380,361	1,410,777	1,412,916
2,424,856	2,527,330	2,586,574	2,602,460	2,629,592	2,644,391	2,647,660	2,636,092	2,610,353
8,278,925	8,473,446	8,668,095	8,734,516	8,797,268	8,805,081	8,817,166	8,865,245	8,839,469
4,992,140	5,144,892	5,278,050	5,405,040	5,401,877	5,550,574	5,590,601	5,588,133	5,534,800
1,077,491	1,209,365	1,304,866	1,375,481	1,430,862	1,442,795	1,421,310	1,400,728	1,364,316
1,072,118	1,087,012	1,087,206	1,074,325	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	963,579
581,311	604,221	616,024	615,722	614,929	613,289	607,012	588,667	573,441
768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397	694,352
1,814,305	1,871,023	1,916,906	1,925,877	1,950,750	1,950,828	1,957,264	1,945,276	1,921,525
2,646,324	2,739,161	2,819,200	2,849,847	2,881,748	2,878,915	2,876,642	2,860,750	2,843,990
1,555,218	1,587,079	1,601,627	1,572,616	1,555,543	1,527,964	1,492,606	1,451,338	1,404,729
805,166	825,261	834,889	831,598	832,427	824,108	809,950	785,491	755,733
961,292	999,864	1,022,569	1,023,412	1,027,006	1,022,890	1,012,400	995,842	976,263
1,465,215	1,506,637	1,529,983	1,515,025	1,506,700	1,493,092	1,467,815	1,431,493	1,385,262
808,397	831,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456	728,276
4,292,963	4,553,461	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556
837,674	865,574	880,013	877,851	884,316	876,654	866,369	849,788	832,832
1,571,912	1,590,564	1,593,968	1,562,959	1,544,934	1,516,523	1,478,632	1,426,779	1,377,187
1,715,273	1,790,327	1,837,747	1,840,326	1,859,793	1,859,344	1,842,233	1,817,426	1,786,170
1,190,314	1,228,913	1,250,214	1,236,942	1,231,306	1,221,140	1,209,571	1,196,529	1,166,338
1,085,055	1,151,587	1,175,543	1,168,907	1,175,819	1,170,007	1,153,042	1,135,233	1,104,069
1,723,902	1,784,623	1,819,270	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179	1,706,242	1,648,177
1,042,572	1,106,559	1,179,097	1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,433,566

3. 全国年齢別人口（平成27年10月1日現在）

（単位：人）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	127,094,745	61,841,738	65,253,007	55～59歳	7,515,246	3,729,523	3,785,723
0～4歳	4,987,706	2,550,921	2,436,785	55	1,507,869	750,627	757,242
0	957,190	488,646	468,544	56	1,535,952	764,221	771,731
1	970,336	496,812	473,524	57	1,494,037	740,862	753,175
2	1,006,691	514,340	492,351	58	1,451,956	719,326	732,630
3	1,012,766	517,889	494,877	59	1,525,432	754,487	770,945
4	1,040,723	533,234	507,489	60～64歳	8,455,010	4,151,119	4,303,891
5～9歳	5,299,787	2,714,591	2,585,196	60	1,575,973	779,239	796,734
5	1,043,969	535,281	508,688	61	1,574,411	776,097	798,314
6	1,054,736	540,338	514,398	62	1,671,640	820,184	851,456
7	1,075,000	550,486	524,514	63	1,766,553	864,252	902,301
8	1,066,954	546,601	520,353	64	1,866,433	911,347	955,086
9	1,059,128	541,885	517,243	65～69歳	9,643,867	4,659,662	4,984,205
10～14歳	5,599,317	2,868,024	2,731,293	65	1,998,950	972,084	1,026,866
10	1,061,074	543,132	517,942	66	2,183,550	1,058,636	1,124,914
11	1,098,898	561,901	536,997	67	2,156,356	1,041,367	1,114,989
12	1,118,555	573,235	545,320	68	2,037,931	982,794	1,055,137
13	1,152,224	590,503	561,721	69	1,267,080	604,781	662,299
14	1,168,566	599,253	569,313	70～74歳	7,695,811	3,582,440	4,113,371
15～19歳	6,008,388	3,085,416	2,922,972	70	1,351,789	637,232	714,557
15	1,195,559	615,314	580,245	71	1,634,722	765,578	869,144
16	1,196,987	615,201	581,786	72	1,570,688	732,095	838,593
17	1,214,737	624,601	590,136	73	1,600,118	740,270	859,848
18	1,206,550	618,127	588,423	74	1,538,494	707,265	831,229
19	1,194,555	612,173	582,382	75～79歳	6,276,856	2,787,417	3,489,439
20～24歳	5,968,127	3,046,392	2,921,735	75	1,380,364	628,530	751,834
20	1,209,293	618,294	590,999	76	1,184,257	533,884	650,373
21	1,200,645	613,685	586,960	77	1,242,050	551,102	690,948
22	1,176,156	600,363	575,793	78	1,249,049	547,285	701,764
23	1,192,480	608,260	584,220	79	1,221,136	526,616	694,520
24	1,189,553	605,790	583,763	80～84歳	4,961,420	1,994,326	2,967,094
25～29歳	6,409,612	3,255,717	3,153,895	80	1,133,614	477,824	655,790
25	1,212,699	616,202	596,497	81	1,038,756	427,524	611,232
26	1,242,780	631,361	611,419	82	1,001,491	400,898	600,593
27	1,284,897	653,268	631,629	83	932,746	364,913	567,833
28	1,321,987	670,795	651,192	84	854,813	323,167	531,646
29	1,347,249	684,091	663,158	85～89歳	3,117,257	1,056,641	2,060,616
30～34歳	7,290,878	3,684,747	3,606,131	85	761,148	277,905	483,243
30	1,402,069	709,122	692,947	86	695,443	243,196	452,247
31	1,448,934	732,061	716,873	87	624,443	210,328	414,115
32	1,471,831	744,101	727,730	88	551,611	177,750	373,861
33	1,475,341	744,738	730,603	89	484,612	147,462	337,150
34	1,492,703	754,725	737,978	90～94歳	1,349,120	333,335	1,015,785
35～39歳	8,316,157	4,204,202	4,111,955	90	402,687	113,513	289,174
35	1,557,849	787,195	770,654	91	322,228	83,931	238,297
36	1,599,318	808,838	790,480	92	262,599	60,680	201,919
37	1,662,613	840,265	822,348	93	202,949	43,318	159,631
38	1,707,052	863,248	843,804	94	158,657	31,893	126,764
39	1,789,325	904,656	884,669	95～99歳	359,347	63,265	296,082
40～44歳	9,732,218	4,914,018	4,818,200	95	131,322	24,835	106,487
40	1,868,236	944,154	924,082	96	81,927	14,809	67,118
41	1,971,714	997,639	974,075	97	64,126	10,882	53,244
42	2,005,891	1,011,220	994,671	98	47,359	7,540	39,819
43	1,969,474	994,781	974,693	99	34,613	5,199	29,414
44	1,916,903	966,224	950,679	100歳以上	61,763	8,383	53,380
45～49歳	8,662,804	4,354,877	4,307,927	不詳	1,453,758	828,411	625,347
45	1,859,279	936,899	922,380	(再掲)			
46	1,830,534	920,877	909,657	15歳未満	15,886,810	8,133,536	7,753,274
47	1,790,075	899,784	890,291	15～64歳	76,288,736	38,394,322	37,894,414
48	1,786,807	898,229	888,578	65歳以上	33,465,441	14,485,469	18,979,972
49	1,396,109	699,088	697,021	年齢別割合(%)			
50～54歳	7,930,296	3,968,311	3,961,985	15歳未満	12.6	13.3	12.0
50	1,723,238	863,615	859,623	15～64歳	60.7	62.9	58.6
51	1,614,331	808,872	805,459	65歳以上	26.6	23.7	29.4
52	1,573,531	787,394	786,137	平均年齢	46.4	44.8	47.9
53	1,521,404	760,465	760,939	年齢中位数	46.7	45.2	48.3
54	1,497,792	747,965	749,827				

資料：国勢調査（総務省統計局）

4. 千葉県年齢別人口（平成27年10月1日現在）

（単位：人）

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	6,222,666	3,095,860	3,126,806	55～59歳	352,575	177,419	175,156
0～4歳	234,739	120,478	114,261	55	71,254	36,138	35,116
0	44,890	22,914	21,976	56	71,517	36,287	35,230
1	45,229	23,281	21,948	57	69,222	34,786	34,436
2	47,498	24,411	23,087	58	68,388	34,264	34,124
3	47,643	24,521	23,122	59	72,194	35,944	36,250
4	49,479	25,351	24,128	60～64歳	406,891	200,444	206,447
5～9歳	256,207	131,373	124,834	60	75,246	37,443	37,803
5	50,287	25,912	24,375	61	74,897	37,181	37,716
6	51,072	26,331	24,741	62	80,053	39,163	40,890
7	51,874	26,565	25,309	63	85,932	42,255	43,677
8	51,533	26,287	25,246	64	90,763	44,402	46,361
9	51,441	26,278	25,163	65～69歳	486,671	235,993	250,678
10～14歳	271,166	138,915	132,251	65	98,180	47,864	50,316
10	51,812	26,533	25,279	66	107,632	52,290	55,342
11	53,562	27,394	26,168	67	107,404	51,930	55,474
12	54,405	27,870	26,535	68	106,418	51,576	54,842
13	55,645	28,426	27,219	69	67,037	32,333	34,704
14	55,742	28,692	27,050	70～74歳	401,929	192,768	209,161
15～19歳	289,116	149,516	139,600	70	70,567	33,541	37,026
15	56,995	29,395	27,600	71	86,437	41,278	45,159
16	56,193	28,995	27,198	72	83,688	40,231	43,457
17	57,008	29,275	27,733	73	82,808	39,819	42,989
18	58,887	30,412	28,475	74	78,429	37,899	40,530
19	60,033	31,439	28,594	75～79歳	302,271	142,522	159,749
20～24歳	298,538	155,350	143,188	75	69,268	32,987	36,281
20	60,887	31,749	29,138	76	58,120	27,667	30,453
21	60,710	31,725	28,985	77	59,533	28,154	31,379
22	58,628	30,557	28,071	78	58,842	27,696	31,146
23	59,328	30,718	28,610	79	56,508	26,018	30,490
24	58,985	30,601	28,384	80～84歳	209,585	89,944	119,641
25～29歳	312,386	160,084	152,302	80	51,003	22,961	28,042
25	59,924	30,762	29,162	81	44,419	19,614	24,805
26	60,659	31,146	29,513	82	41,875	17,870	24,005
27	62,583	32,006	30,577	83	37,969	15,886	22,083
28	64,358	32,923	31,435	84	34,319	13,613	20,706
29	64,862	33,247	31,615	85～89歳	119,558	42,072	77,486
30～34歳	360,240	184,179	176,061	85	30,103	11,366	18,737
30	68,886	35,111	33,775	86	26,361	9,615	16,746
31	71,206	36,269	34,937	87	23,550	8,202	15,348
32	72,463	37,125	35,338	88	20,927	7,093	13,834
33	73,638	37,535	36,103	89	18,617	5,796	12,821
34	74,047	38,139	35,908	90～94歳	49,010	12,306	36,704
35～39歳	415,886	212,736	203,150	90	14,745	4,240	10,505
35	76,434	39,075	37,359	91	11,681	3,116	8,565
36	80,294	40,948	39,346	92	9,533	2,197	7,336
37	83,028	42,382	40,646	93	7,190	1,571	5,619
38	85,676	44,125	41,551	94	5,861	1,182	4,679
39	90,454	46,206	44,248	95～99歳	13,139	2,373	10,766
40～44歳	506,031	260,051	245,980	95	4,832	883	3,949
40	94,833	48,677	46,156	96	3,079	604	2,475
41	101,477	52,037	49,440	97	2,240	384	1,856
42	104,187	53,281	50,906	98	1,715	277	1,438
43	103,637	53,438	50,199	99	1,273	225	1,048
44	101,897	52,618	49,279	100歳以上	2,256	334	1,922
45～49歳	449,920	231,937	217,983	不詳	96,323	56,019	40,304
45	98,078	50,436	47,642	(再掲)			
46	96,290	49,608	46,682	15歳未満	762,112	390,766	371,346
47	93,247	48,205	45,042	15～64歳	3,779,812	1,930,763	1,849,049
48	91,709	47,624	44,085	65歳以上	1,584,419	718,312	866,107
49	70,596	36,064	34,532	年齢別割合(%)			
50～54歳	388,229	199,047	189,182	15歳未満	12.4	12.9	12.0
50	86,783	44,705	42,078	15～64歳	61.7	63.5	59.9
51	79,925	40,964	38,961	65歳以上	25.9	23.6	28.1
52	76,813	39,501	37,312	平均年齢	46.0	44.8	47.1
53	73,033	37,192	35,841	年齢中位数	46.2	45.1	47.4
54	71,675	36,685	34,990				

資料：国勢調査（総務省統計局）

5. 千葉県の人口重心

千葉県の人口重心の推移（大正9年～平成22年）

年次	東 経			北 緯			移動距離 km	位 置
	度	分	秒	度	分	秒		
大正 9年	140	12	26	35	32	36	—	市原市瀬又付近
14年	140	12	12	35	32	00	0.8	千葉市誉田町付近
昭和 5年	140	12	11	35	33	23	0.7	〃
10年	140	12	10	35	33	40	0.5	〃
15年	140	11	57	35	34	01	0.7	千葉市平山町付近
22年	140	11	18	35	34	18	1.1	〃
25年	140	11	12	35	34	29	0.4	〃
30年	140	10	45	35	34	55	1.0	〃
35年	140	09	56	35	35	34	1.7	千葉市仁戸名町付近
40年	140	08	07	35	36	56	3.7	千葉市貝塚町付近
45年	140	06	31	35	37	45	2.9	千葉市轟町付近
50年	140	05	40	35	38	31	1.9	千葉市小仲台付近
55年	140	05	15	35	39	04	1.2	千葉市小中台町付近
60年	140	05	03	35	39	21	0.6	千葉市朝日ヶ丘付近
平成 2年	140	04	56	35	39	39	0.6	千葉市畑町付近
7年	140	05	08	35	40	00	0.7	千葉市花見川区畑町付近
12年	140	05	20	35	40	06	0.2	〃
12年A	140	05	34	35	40	06	—	〃
17年	140	05	25	35	40	10	0.3	〃
22年	140	05	11	35	40	20	0.5	〃

資料：国勢調査（総務省統計局）

人口重心の移動（大正9年～平成22年）



※人口重心の算出方法

人口重心とは、人口の一人ひとりが同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

平成 12 年までは、市区町村役場の位置にその市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出してきましたが、平成 17 年からは、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出しました。

そのため平成 12 年においては、双方の結果を掲載しています。(平成 12 年 A は平成 17 年の方法により遡及計算したものです。)

なお、平成 12 年～17 年の移動距離については、この基本単位区ごとに算出する方法により遡及計算した平成 12 年の人口重心 A を用いて算出しました。

※ 参考

- (1) 基本単位区とは、街区又は街区に準じた地域を基準とした地域単位（全国で約 200 万）をいいます。
- (2) 人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度、緯度は、「世界測地系」を用いています。
なお、平成 12 年までの人口重心の経度、緯度についても、国土地理院の計算式に従って「日本測地系」から「世界測地系」に変換しています。
- (3) 全国、都道府県のほか市区町村の人口重心についても、総務省統計局のホームページに掲載しています。(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/index.htm>)

6. 千葉県毎月常住人口調査について

目的

千葉県毎月常住人口調査は、県内に常住する人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

推計の方法

直近の国勢調査人口を基礎として、毎月市町村長から報告された、出生数、死亡数、県内外からの転入者数と転入世帯数及び県内外への転出者数と転出世帯数を前月に加減し、その月の人口と世帯を推計する。

調査の対象

県内に常住する人口及び世帯と、住民基本台帳法に基づきその市区町村から転出した者及び世帯、その市区町村に転入した者及び世帯、並びに出生した者、死亡した者及び分離・消滅・合併した世帯を調査の対象とする。

世帯とは住民基本台帳法第6条に基づく世帯であり、住居と生計を共にしている者を一つの世帯とする。

世帯の把握の仕方は次のとおりである。

- (1) 一般の家庭……世帯人員をまとめて1世帯とする。
- (2) 寄宿舍・独身寮に住んでいる人……住居は1つであるが生計は別であるので、一人ひとりをそれぞれ1世帯とする。
- (3) 住込の営業使用人、家事使用人等の世帯については、住民基本台帳法第6条の規定に基づき個々の実態に応じて処理する。

提出期日

各市町村では、「千葉県毎月常住人口調査票」第1表から第7表までを月ごとに集計し、各1部を調査月の**翌月の15日までに**、県総合企画部統計課に提出する。

調査票の記入要領

一般的注意事項 この調査票は、各市町村で住民基本台帳法に基づき、住民票の記載及び消除された者につき、その人口及び世帯数を調査票に示す事由別に毎月1日から末日までの1か月分をまとめて作成する。

なお、事実の発生日と届出の日（職権による処理日）がその月を異にするときは、原則として届出の日に属する月の動態として取り扱うこと。但し転出については転出予定年月日をもって把握すること。

また、同一市町村内で転居した場合（住民基本台帳法第23条）は調査の対象外であるが、世帯の一部が転居した場合（又は既にある世帯の一部となった場合）、世帯数の増減については世帯分離（又は世帯合併）として計上すること。

第1表 「人口」

① 前月末人口

前月末人口を日本人、外国人別及び男女別に記入する。

この欄は、前月分報告の「当月末人口」欄と一致する。

但し、市町村間の廃置分合あるいは、境界変更等により合体もしくは編入された住民はその数を加えて記入し、分立によってその市町村から離れた住民は、その数を除いて記入する。

また、分割がなされた場合は、新市町村としてそれぞれ調査票を改めて記載する。

なお、上記但書きに該当する場合は、転出入にはあたらないため、第2表及び第4表から第7表には計上しない。（⑩に状況を記載する）

第2表 「住民票記載、消除数等（人口）」

記載欄について

② 自然動態

③ 社会動態 その他

出生した者の数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。

従前の住所なし及び実態調査等による職権で記載した数、帰化等・国籍喪失による職権で記載した数の合計を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。

なお、帰化等・国籍喪失による記載について、日本人の記載欄は帰化等により外国籍から日本国籍を有する住民となった者の数となり、外国人の記載欄は国籍喪失により日本国籍から外国籍を有する住民となった者の数となる。

（転出取消し）

転出届の転出予定年月日で処理したところその翌月本人が転出取消しをした場合、その他として該当欄（③のいずれか）に加算する。

消除欄について

④ 自然動態

死亡した者の数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。（戸籍法第35条、第9条及び大正5年2月3日民第1836号により死亡が確定、確認したものを含む。）

⑤ 社会動態 県内間の移動	県内他市町村への転出者数を日本人、外国人別及び男女別に分けて記入する。
⑥ その他	<p>実態調査等による職権で消除した数、 帰化等・国籍喪失による職権で消除した数の合計を日本人と外国人を分けて記入する。</p> <p>なお、帰化等・国籍喪失による消除について、日本人の消除欄は国籍喪失により日本国籍から外国籍を有する住民となった者の数となり、外国人の消除欄は帰化等により外国籍から日本国籍を有する住民となった者の数となる。</p>

第3表 「世帯」

⑦ 前月末世帯	<p>前月末世帯数を記入する。</p> <p>この欄は、前月分報告の「当月末世帯」欄と一致する。</p> <p>但し、市町村間の境界変更等があった場合は第1表「人口」(①により説明)と同様に世帯数を加減し記入する。</p>
---------	---

第4表 「住民票記載、消除数等(世帯)」

記載欄について

⑧ 社会動態	<p>第5表に計上する県外からの転入により増えた世帯数を記入する。</p> <p>第7表に計上する県内からの転入により増えた世帯数を記入する。</p> <p>同一市町村内で世帯の分離があった場合、分離で増えた世帯数は県内間の移動に加算する。</p> <p>第2表の記載欄その他(③により説明)に計上する移動により増えた世帯数を記入する。</p> <p>但し、特殊な事情により、出生が理由で明らかに世帯数を増とすべき場合にもこの欄に加算する。</p>
県外との移動	
県内間の移動 (世帯の分離)	
その他	

消除欄について

⑨ 自然動態	1人で1世帯を構成している者が死亡した場合は、この欄に記入する。
⑩ 社会動態	<p>第6表に計上する県外への転出により減った世帯数を記入する。</p> <p>第2表の消除欄 社会動態(⑤により説明)に計上する移動により減った世帯数を記入する。</p> <p>同一市町村内で世帯の合併があった場合、合併で減った世帯数は県内間の移動に加算する。</p> <p>第2表の消除欄その他(⑥により説明)に計上する移動により減った世帯数を記入する。</p>
県外との移動	
県内間の移動 (世帯の合併)	
その他	

⑪ 前月に比較し増減の著しい場合等の理由	記入された各欄の数が、前月に比較し著しい差がある場合、及び市町村合併並びに実態調査等により、住民に変動があった場合、もしくは数値だけでは理解するに困難をきたすおそれがある場合には、その理由をできるだけ詳細に記入する。
----------------------	--

⑫ 取扱者氏名

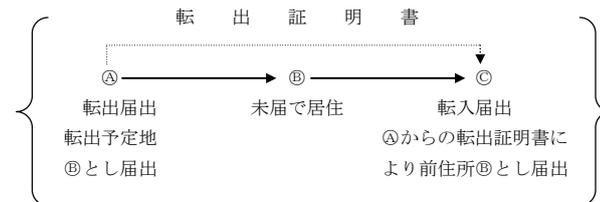
調査票作成者の所属、氏名及び連絡先を記入する。

第5表 「県外との移動（転入者）」

⑬ 日本人

日本人で他の都道府県及び国外からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

また、現居住地（㊸）に未届で居住していた者が前住所（㊶）の書類を転入地（㊿）に届出した場合は、転入届出地（㊿）は、未届地（㊸）からの転入者として取扱う。なお外国人（⑭）及び県内からの転入（⑰⑱）についても同様に取扱う。



⑭ 外国人

外国人で他の都道府県及び国外からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

第6表 「県外との移動（転出者）」

⑮ 日本人

日本人で他の都道府県及び国外への転出者の数を男女別に該当欄に記入する。

⑯ 外国人

外国人で他の都道府県及び国外への転出者の数を男女別に該当欄に記入する。

第7表 「県内からの転入」

⑰ 日本人

日本人で県内他市町村からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

⑱ 外国人

外国人で県内他市町村からの転入者の数を男女別に該当欄に記入する。

7. 千葉県毎月常住人口調査要綱他関係法令

千葉県毎月常住人口調査要綱

	平成 4年 4月 1日千葉県告示第 328号
改正	平成 8年 3月 25日千葉県告示第 317号
	〃 平成 13年 3月 16日千葉県告示第 248号
	〃 平成 14年 3月 12日千葉県告示第 135号
	〃 平成 15年 5月 6日千葉県告示第 454号
	〃 平成 17年 1月 25日千葉県告示第 78号
	〃 平成 17年 2月 15日千葉県告示第 121号
	〃 平成 17年 4月 19日千葉県告示第 393号
	〃 平成 17年 10月 11日千葉県告示第 717号
	〃 平成 17年 11月 29日千葉県告示第 861号
	〃 平成 18年 3月 3日千葉県告示第 109号
	〃 平成 22年 3月 19日千葉県告示第 179号
	〃 平成 22年 3月 30日千葉県告示第 241号
	〃 平成 24年 6月 22日千葉県告示第 437号
	〃 平成 24年 12月 28日千葉県告示第 732号
	〃 平成 27年 3月 31日 千葉県告示第 321号

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県統計調査条例(昭和25年千葉県条例第1号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定により、千葉県毎月常住人口調査(以下「毎月常住人口調査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 毎月常住人口調査は、県内に常住する人口の動態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の範囲)

第3条 毎月常住人口調査は、市町村(千葉市にあっては、区。次条において同じ。)において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民票に記載され、又は住民票を消除された者について行う。

(調査事項)

第4条 毎月常住人口調査は、市町村における次の各号に掲げる事項について行う。

- 1 人口
- 2 世帯数
- 3 調査期日(次条の規定による調査期日をいう。以下同じ。)以前1月間における出生者数及び死亡者数
- 4 調査期日以前1月間における転入者数及び転出者数
- 5 前各号に掲げる事項の増減の著しい理由
- 6 その他知事が特に必要があると認めた事項

(調査期日)

第5条 毎月常住人口調査は、毎月末日現在によって行うものとする。

(調査の方法)

第6条 毎月常住人口調査は、毎月常住人口調査票（以下「調査票」という。）（別記様式）によって行う。

(調査票の提出)

第7条 市町村長は、知事が別に定めるところにより、第4条各号に掲げる事項について調査票を作成し、調査期日の属する月の翌月の15日までに知事に提出するものとする。

(結果の公表)

第8条 知事は、前条の規定により提出された調査票の審査及び集計を行い、結果表を作成して速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に千葉県毎月常住人口調査規則を廃止する規則（平成4年千葉県規則第56号）による廃止前の千葉県毎月常住人口調査規則（昭和42年千葉県規則第15号）の規定によりなされている調査、調査票等の保存その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた調査、調査票等の保存その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成8年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年3月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年5月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年1月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年11月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成18年1月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。ただし、別記様式の改正規定及び次項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年6月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年12月に係る毎月常住人口調査については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

千葉県毎月常住人口調査票 (年 月 分)

千葉県知事 様

市町村長

下記のとおり報告します。

コード	市区町村名

第1表 人口 (年 月末現在)

		前月末人口	当月中の増減	当月末人口
日 本 人	男			
	女			
	計			
外 国 人	男			
	女			
	計			
人口総数	男			
	女			
	計			

第2表 住民票記載、消除数等(人口) (年 月中)

			自然動態	社会動態			計
			出生・死亡	県外との移動	県内間の移動	その他	
記 載	日 本 人	男					
		女					
		計					
	外 国 人	男					
		女					
		計					
消 除	日 本 人	男					
		女					
		計					
	外 国 人	男					
		女					
		計					

第3表 世帯 (年 月末現在)

	前月末世帯	当月中の増減	当月末世帯
世帯総数			

第4表 住民票記載、消除数等(世帯) (年 月中)

		自然動態	社会動態			計
		出生・死亡	県外との移動	県内間の移動	その他	
記 載						
消 除						

前月に比較し増減の著しい場合等の理由	
--------------------	--

所属名	担当者氏名	電話番号

コード	市区町村名

第5表 県外との移動(転入者)

(年 月中)

	転入者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
外国						
合計						

コード	市区町村名

第6表 県外との移動(転出者)

(年 月中)

	転出者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
国外						
合計						

コード	市区町村名

第7表 県内からの転入

(年 月中)

	転入者数					
	日本人			外国人		
	男	女	総数	男	女	総数
千葉市中央区						
千葉市花見川区						
千葉市稲毛区						
千葉市若葉区						
千葉市緑区						
千葉市美浜区						
千葉市						
銚子市						
市川市						
船橋市						
館山市						
木更津市						
松戸市						
野田市						
茂原市						
成田市						
佐倉市						
東金市						
旭市						
習志野市						
柏市						
勝浦市						
市原市						
流山市						
八千代市						
我孫子市						
鴨川市						
鎌ヶ谷市						
君津市						
富津市						
浦安市						
四街道市						
袖ヶ浦市						
八街市						
印西市						
白井市						
富里市						
南房総市						
匝瑳市						
香取市						
山武市						
いすみ市						
大網白里市						
酒々井町						
栄町						
神崎町						
多古町						
東庄町						
九十九里町						
芝山町						
横芝光町						
二宮町						
睦沢町						
長生村						
白子町						
長柄町						
長南町						
大多喜町						
御宿町						
鋸南町						
合計						

関係法令

住民基本台帳法（抜すい）

（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（住民基本台帳の作成）

第 6 条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができる。

3 略

（住民票の記載事項）

第 7 条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

(1) 氏名

(2) 出生の年月日

(3) 男女の別

(4) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(5) 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

(6) 住民となった年月日

(7) 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

(8) 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

(8 の 2)～(14) 略

(住民票の記載等)

第8条 住民票の記載、消除又は記載の修正(第18条を除き、以下「記載等」という。)は、(中略)、政令で定めるところにより、第4章若しくは第4章の3の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第9条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2～3 略

(転入届)

第22条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第30条の46において同じ。)をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項(中略)を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 転入をした年月日
- (4) 従前の住所
- (5) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- (6) 転入前の住民票コード(転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。)
- (7) 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 前項の規定による届出をする者(同項第7号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

(転居届)

第23条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から14日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 転居をした年月日
- (4) 従前の住所
- (5) 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(転出届)

第 24 条 転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。)をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯変更届)

第 25 条 第 22 条第 1 項及び第 23 条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があった者(政令で定める者を除く。)は、その変更があった日から 14 日以内に、その氏名、変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に届け出なければならない。

(届出の方式等)

第 27 条 この章又は第 4 章の 3 の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2～3 略

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第 30 条の 45 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、第 7 条の規定にかかわらず、同条各号(第 5 号、第 6 号及び第 9 号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下この章において「入管法」という。)第 2 条第 5 号 ロに規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となった年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となった年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者(入管法第 19 条の 3 に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。)	1 中長期在留者である旨 2 入管法第 19 条の 3 に規定する在留カード(総務省令で定める場合にあっては、総務省令で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号。以下この章において「入管特例法」という。)に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)	1 特別永住者である旨 2 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号

<p>一時庇護許可者（入管法第 18 条の 2 第 1 項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第 61 条の 2 の 4 第 1 項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>1 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 2 入管法第 18 条の 2 第 4 項に規定する上陸期間又は入管法第 61 条の 2 の 4 第 2 項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>
<p>出生による経過滞在外者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第 22 条の 2 第 1 項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在外者（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p>	<p>出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者である旨</p>

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第 30 条の 46 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在外者又は国籍喪失による経過滞在外者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第 22 条の規定にかかわらず、転入をした日から 14 日以内に、同条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となった年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第 18 条の 2 第 3 項 に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。

（調査）

第 34 条 市町村長は、定期に、第 7 条及び第 30 条の 45 の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第 7 条及び第 30 条の 45 の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3～4 略

(資料の提供)

第 37 条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 略

(適用除外)

第 39 条 この法律は、日本の国籍を有しない者のうち第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

附 則

(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)

第 2 条 住民登録法（昭和 26 年法律第 218 号）及び住民登録法施行法（昭和 27 年法律第 106 号）は、廃止する。

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

2 略

3 前 2 項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

住民基本台帳法施行令（抜すい）

(昭和 42 年 9 月 11 日政令第 292 号)

(住民票の記載)

第 7 条 市町村長は、新たに市町村の区域内に住所を定めた者その他新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、次項に定める場合を除き、その者の住民票を作成しなければならない。

2 市町村長は、一の世帯につき世帯を単位とする住民票を作成した後に新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者でその世帯に属することとなったもの（既に当該世帯に属していた者で新たに法の適用を受けることとなったものを含む。）があるときは、その住民票にその者に関する記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をしなければならない。

(住民票の消除)

第8条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあっては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。

(住民票の記載の修正)

第9条 市町村長は、住民票に記載されている事項（住民票コードを除く。）に変更があったときは、その住民票の記載の修正をしなければならない。

(職権による住民票の記載等)

第12条 市町村長は、法第4章又は法第4章の3の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第7条から第10条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2～4 略

(住民票を消除する場合の手続)

第13条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあっては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第24条の規定による届出に基づき住民票を消除する場合にあっては、転出の予定年月日）をその住民票に記載しなければならない。

2 法第9条第1項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除された住民票に転出をした旨を記載するとともに、前項の規定により記載された転出先の住所が当該通知に係る書面に記載された住所と異なるときは、当該記載された転出先の住所を訂正しなければならない。

3～4 略

(転出証明書)

第23条 法第22条第2項に規定する住所の異動に関する文書で政令で定めるものは、前住所地の市町村長が作成する転出の証明書（以下「転出証明書」という。）とする。

2 転出証明書には、法第7条第1号から第5号まで、第8号の2及び第13号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住 所

(2) 転出先及び転出の予定年月日

(3)～(5) 略

自治事務次官進達（抜すい）

住民基本台帳法等の施行について（通知）

自治振第 147 号

昭和 42 年 9 月 25 日

3 市町村長等の責務

(1) 住民基本台帳の記録の正確性の確保

ウ 調査

市町村長は、定期に住民票の記載事項について調査するものとされるとともに（法第 34 条第 1 項）、必要があると認めるときは、いつでも住民票の記載事項について調査をすることができるものとされたこと（法第 34 条第 2 項）。これは、この法律においては、住民を把握するためにあらゆる手段を講じているが、今日のような人口の移動の激しい状況のもとでは、定期的の実態を調査することなしには、住民に関する正確な記録を行なうことは困難であると認められたためであるので、この趣旨にのっとり、できるだけ毎年 1 回、定期調査を行なうこととするとともに、その市町村の実態に即した実効ある適切な実施の方法を検討され、かつ、住民からの届出や住民票に記載された事項が事実と反する疑いがあるとき等市町村長が必要と認めるときは、必要に応じて調査を行ない、もって住民基本台帳の記録の正確性の確保に努められたいこと。

8. 市区町村コード一覧表

平成28年1月1日現在

市区町村名	市区町村コード	市区町村名	市区町村コード	市区町村名	市区町村コード
千葉市	100	四街道市	228	夷隅郡	
		袖ヶ浦市	229	大多喜町	441
中央区	101	八街市	230	御宿町	443
花見川区	102	印西市	231	安房郡	
稲毛区	103	白井市	232	鋸南町	463
若葉区	104	富里市	233		
緑区	105	南房総市	234		
美浜区	106	匝瑳市	235		
銚子市	202	香取市	236		
市川市	203	山武市	237		
船橋市	204	いすみ市	238		
館山市	205	大網白里市	239		
木更津市	206				
松戸市	207	印旛郡			
野田市	208	酒々井町	322		
茂原市	210	栄町	329		
成田市	211	香取郡			
佐倉市	212	神崎町	342		
東金市	213	多古町	347		
旭市	215	東庄町	349		
習志野市	216	山武郡			
柏市	217	九十九里町	403		
勝浦市	218	芝山町	409		
市原市	219	横芝光町	410		
流山市	220	長生郡			
八千代市	221	一宮町	421		
我孫子市	222	睦沢町	422		
鴨川市	223	長生村	423		
鎌ヶ谷市	224	白子町	424		
君津市	225	長柄町	426		
富津市	226	長南町	427		
浦安市	227				

【調査の沿革】

昭和 36 年	千葉県人口動態調査結果（千葉県人口動態調査要綱）
昭和 37 年～昭和 41 年	千葉県毎月人口調査結果（千葉県毎月人口調査要綱）
昭和 42 年～平成 3 年	千葉県毎月常住人口調査結果（千葉県毎月常住人口調査規則）
平成 4 年以降	千葉県毎月常住人口調査結果（千葉県毎月常住人口調査要綱）

平成 28 年千葉県毎月常住人口調査報告書年報

平成 29 年 2 月発行

編集 千葉県総合企画部統計課

発行 千葉県総合企画部統計課

千葉市中央区市場町 1 番 1 号

電話 043(223)2223